原判決を破棄する。

被告人を懲役一年に処する。

原審における未決勾留日数中三〇日を右刑に算入する。

被告人は覚せい剤取締法違反の点について無罪。

原審における訴訟費用および当審における訴訟費用中国選弁護人に支給 した分は被告人の負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、被告人および弁護人森田聰作成名義の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用し、これに対して、当裁判所は、つぎのとおり判断する。

弁護人の控訴趣意(一)および被告人の控訴趣意中事実誤認の主張について。 所論に徴し、本件記録を精査して考察するに、原審で適法に取調べた証拠によれ 、原判示第一の事実を優に肯認することができる。すなわち右証拠によると、 件賭博を行つた場所は被告人の自宅であること、本件賭博は被告人の呼銭として まつたこと、被告人は可銭にあてるため金を他から借り、その中から回銭と被告 とは賭客のBやCらに対し礼金を出したこと、被告人は賭客が賭博をしていたこと、 は賭客のBやCらに対し礼金を出したこと、被告人は賭客が賭博をしていたよる間に は財場から離れたが、その間は右Bが被告人に代つて回銭を賭客に渡していたまとなどが認められる。以上の事実に被告人の原審公判廷における本件賭博開張のよどが認められる。以上の事実に被告人の原審公判廷にお刊益を得る目的であるとおり相違ない趣旨の供述とを綜合すると、被告人は利益を得る目のを すから主宰者となつてその支配下に本件賭博をさせる一定の場所を開設した者、すなわち本件賭博場の開張者であるということができる。原判決には所論指摘の誤認は存しない。

なお、被告人は右B、右C、D、Eの各供述調書は所論指摘の点について信憑性がないというけれども、Dの供述調書は被告人の関係において原審において取調べられていないし、他の供述調書は本件記録を精査しても、信憑性を疑うべき特別の事由を見い出すことができない。また被告人は本件により一銭の利益も得ていないから賭博開張図利罪は成立しないというけれども、賭博開張図利罪は利益を図る目的さえあれはそれで足り、現実に利益を得たことは必要としないから、仮に被告人が一銭の利益を得ていなかつたとしても、賭博開張図利罪の成立を妨げるものではない。所論はいずれも採用できない。

よつて、他の控訴趣意についての判断を省略し、刑事訴訟法三九七条三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書の規定に従い本件について更に判決をすることとする。

(法令適用省略)

本件公訴事実中、「被告人は法定の除外事由がないのに、昭和四七年四月六日東京都文京区ab丁目c番d号都営FアパートG号室において覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンを含有する粉末〇・〇〇三ーグラムを所持したもので

ある」との訴因については、被告人が法定の除外事由がないのに右日時場所て塩酸フェニルメチルアミノプロパンを含有する粉末〇・〇〇三一グラムを所持したことは証拠上認められるけれども、前記説示のように右粉末の所持は覚せい剤取締法四一条一項二号の同法一四条違反の罪に当らないから、結局右訴因は罪とならないこととなる。したがつて、刑事訴訟法三三六条によりこの点について無罪の言渡をすることとする。 よつて、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 三井明 判事 石崎四郎 判事 杉山忠雄)